

# β Founder 規約

制定日：【2026年6月10日】

## 第1条（目的）

本規約は、公益財団法人大阪産業局（以下「当財団」という。）が実施するβ Founder（以下「本制度」という。）の運営に関する基本的事項を定めることを目的とする。

## 第2条（定義）

本規約において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1）「β Founder」とは、本制度に参加する者として選考を経て当財団が委嘱した者をいう。
- （2）「当財団公益業務」とは、当財団の運営するイノベーション創出拠点である大阪イノベーションハブ（以下、「O I H」という。）の事業目的に資する業務であって、研究会、コンソーシアム、イベント等の企画運営、O I H利用者への支援その他当財団が指定する業務をいう。
- （3）「自己事業活動」とは、β Founder が自らの起業構想の探索、検証又は具体化のために行う活動をいう。
- （4）「Growth in Residency Studio」とは、当財団が設置するグランフロント大阪タワーC7階の活動拠点をいう。
- （5）「ステージゲート」とは、第8条に定めるβ Founder の継続可否を判断する評価をいう。
- （6）「秘密情報」とは、第6条に定める守秘義務の対象となる情報をいう。

## 第3条（委嘱・契約期間・更新）

- 1 当財団は、選考を経た者をβ Founder として委嘱する。委嘱の法的性質は、民法第656条に定める準委任とする。
- 2 委嘱期間は6ヶ月とする。

3 委嘱期間の更新は、当財団及びβ Founder の合意により行う。委嘱期間は原則として通算1年6ヶ月を上限とする。ただし、特段の事情がある場合は、当財団及びβ Founder の協議により延長することができる。

4 当財団又はβ Founder が更新を行わない場合は、委嘱期間満了の2ヶ月前（β Founder からの場合は1ヶ月前）までに相手方に書面で通知するものとする。

## 第4条（業務内容）

1 β Founder は当財団公益業務に従事する。

2 当財団 公益業務の内容及び業務実施形態は、個別の委嘱契約において定める。

3 β Founder は、業務の成果について所定の方法により報告するものとする。

4 当財団 は、β Founder が自己事業活動を行うことを妨げない。ただし、当財団公益業務に支障を生じさせてはならない。

5 当財団 公益業務と自己事業活動が重複する領域において活動することは、本制度の趣旨に沿うものとして許容する。ただし、第7条に定める利益相反管理の対象とする。

## 第5条（報酬・経費）

1 当財団 はβ Founder に対し、当財団公益業務への従事の対価として委嘱報酬を支払う。報酬額は、業務実施形態及び業務量に応じ、個別の委嘱契約において定める。

2 報酬の支払方法は月額分割とし、毎月末日締め翌月末日払いとする。

3 当財団公益業務の遂行に伴い発生する経費（イベント開催費、出張費等）は当財団が負担する。

4 自己事業活動に伴い発生する経費はβ Founder が負担する。

5 前2項の区分が困難な場合は、当財団及びβ Founder の協議により決定する。

## 第6条（守秘義務）

1 β Founder は、委嘱期間中及び委嘱終了後2年間、次の各号に掲げる情報（以下「秘密情報」という。）を第三者に開示又は漏洩してはならず、当財団公益業務の遂行及び自己事業活動の目的以外に使用してはならない。

(1) 当財団利用者である企業又は個人の未公開の事業情報（ピッチ内容、事業計画、財務情報等を含む。）

(2) 当財団が保有する未公開の行政連携情報及び補助金審査関連情報

(3) 選考過程において知り得た他の応募者又は候補者に関する情報

(4) 当財団の財務情報、経営方針その他の未公開の組織運営情報

2 当財団は、委嘱期間中及び委嘱終了後2年間、次の各号に掲げるβ Founderの情報を第三者に開示又は漏洩してはならず、本制度の運営目的以外に使用してはならない。

(1) β Founderの起業構想及び事業計画の内容

(2) β Founderの個人情報及び選考時の提出資料

3 前2項の規定は、次の各号のいずれかに該当する情報には適用しない。

(1) 開示を受けた時点で既に公知であった情報

(2) 開示を受けた後、受領者の責めによらず公知となった情報

(3) 開示を受ける前から受領者が適法に保有していた情報

(4) 正当な権限を有する第三者から守秘義務を負うことなく適法に取得した情報

(5) 法令又は裁判所の命令により開示が義務付けられた情報

4 β Founderが本制度を通じて構築した人的ネットワークの利用は、委嘱終了後においても制限しない。

5 第1項の守秘義務は、β Founderが委嘱期間中に得た一般的な知識、経験、技能又は市場に関する知見であって、特定の秘密情報に該当しないものについては適用しない。

6 本条は、委嘱終了後のβ Founderの起業活動を不当に制限する趣旨ではない。

7 委嘱の終了時、β Founderは秘密情報及びこれを含む資料、データその他の物件を速やかに当財団に返還し、又は当財団の指示に従い廃棄するものとする。廃棄した場合は、その旨を当財団に書面又は電磁的方法により報告するものとする。

8 β Founderは、当財団公益業務の遂行に際して知り得た当財団利用者及び当財団職員・関係者の個人情報について、当該業務の遂行の目的の範囲内でのみ取り扱い、第三者に提供するなど漏洩してはならず、適切な安全管理措置を講じなければならない。委嘱の終了時は、秘密情報に係る前項と同様に廃棄等を行うものとする。

## 第7条（利益相反管理）

- 1 本制度は、その性質上、 $\beta$  Founder が当財団公益業務に従事しながら自己の起業構想を探索するものであり、利益相反が構造的に内在する。本条は、利益相反を適切に管理し、当財団利用者、 $\beta$  Founder 及び当財団の公益性に損害を与えることを防止するために定める。
- 2  $\beta$  Founder は、委嘱開始時に、自己の起業構想の概要を当財団に書面又は電磁的方法で開示しなければならない。起業構想に重大な変更が生じた場合も同様とする。
- 3  $\beta$  Founder は、当財団の名称（O I Hの名称等を含むがこれに限らない。）、ロゴ又は肩書きを対外的に使用するにあたり、当財団の信用を毀損し又は公益性に疑義を生じさせる態様で使用してはならない。
- 4 利益相反の有無は、次の各号の観点から検討する。
  - (1) 当該活動が当財団利用者の利益を害するおそれがないか
  - (2) 当該活動が当財団の公益性を毀損するおそれがないか
  - (3) 当該活動において $\beta$  Founder の公正な判断が妨げられるおそれがないか
- 5 当財団 は、利益相反の程度に応じ、次の各号に掲げる措置を講じることができる。
  - (1) 当該活動からの $\beta$  Founder の離脱の要請
  - (2) 当財団と $\beta$  Founder の協議による活動範囲の調整
  - (3) 改善が認められない場合における委嘱の更新拒絶
  - (4) 利益相反が重大であり、当財団公益業務に著しい支障を生じさせる場合における委嘱の解除
- 6 利益相反の申告、確認及び措置の経緯は記録し、当財団が保管する。

## 第8条（評価・ステージゲート）

- 1 当財団 は、委嘱期間の更新に際し、 $\beta$  Founder の活動について評価を行う。
- 2 評価は、起業構想の進捗及び具体性並びに当財団公益業務への貢献に基づき、定性的に行う。
- 3 委嘱開始から1年を経過した時点で、当財団及び $\beta$  Founder は、起業又は委嘱延長の方

針について協議する（ステージゲート）。

## 第 9 条（委嘱の終了）

- 1 委嘱は、次の各号のいずれかに該当する場合に終了する。
  - (1) 委嘱期間の満了（更新がない場合）
  - (2) 当財団又はβ Founder による中途解除
  - (3) 前条第 3 項のステージゲートにおける終了の合意
- 2 中途解除の場合、当財団からの解除は 2 ヶ月前まで、β Founder からの解除は 1 ヶ月前までに書面又は電磁的方法で通知するものとする。
- 3 前項の規定にかかわらず、相手方に規約違反又は法令違反があった場合は、相当の期間を定めて催告し、当該期間内に是正されないときは解除することができる。相手方に重大な規約違反又は法令違反があった場合は、催告なく即時に解除することができる。
- 4 委嘱の終了に際し、β Founder は、当財団公益業務に係る引継ぎを合理的な範囲で行うものとする。
- 5 起業に至らず委嘱を終了する場合、本人の意向及び当財団の判断により、嘱託職員への転換を協議することができる。転換の保証はなく、条件は別途定める。

## 第 10 条（知的財産権）

- 1 β Founder の自己事業活動から生じた知的財産権は、すべてβ Founder に帰属する。当財団は、当該知的財産権について一切の持ち分、使用权その他の権利を主張しない。β Founder の起業後も同様とする。
- 2 当財団公益業務として作成した成果物のうち、当財団の組織運営に直接紐づくもの（運営マニュアル、ウェブコンテンツ等）の著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条に規定する権利を含む。）は、当該成果物の作成完了時にβ Founder から当財団に無償で譲渡されるものとする。
- 3 β Founder は、前項により当財団に譲渡された成果物について、著作者人格権を行使しないものとする。
- 4 第 2 項に該当しない成果物（発明、考案、意匠等の産業財産権を含む。）について、当

財団は知的財産権を主張しない。

5 β Founder が委嘱開始前から保有する知的財産権は、本制度の影響を受けない。

## **第 11 条（損害賠償）**

1 β Founder が本規約に違反し、当財団に損害を与えた場合は、その損害を賠償する責任を負う。

2 β Founder の賠償責任の上限は、委嘱期間中に支払われた委嘱報酬の総額とする。ただし、故意又は重過失による場合はこの限りでない。

3 当財団が本規約に関連し、β Founder に損害を与えた場合は、当財団の故意又は重過失による場合に限り、その損害を賠償する責任を負う。

4 当財団は、β Founder の起業の成否について結果責任を負わない。

## **第 12 条（紛争解決）**

1 本規約に関する紛争は、当財団及びβ Founder の協議により解決を図るものとする。

2 前項の協議により解決しない場合は、大阪地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

## **第 13 条（通知）**

1 β Founder は、当財団に届け出た事項に変更が生じる場合、事前に（これが困難な場合は事後速やかに）、書面又は電磁的方法をもって、当財団に通知しなければならない。

## **第 14 条（権利義務等の譲渡禁止）**

1 β Founder は、あらかじめ書面により当財団の承諾を得なければ、本規約上の地位を第三者に承継させ、本規約から生じる自己の権利又は義務を第三者に譲渡し若しくは引受させ、又は担保に供することができない。

## **第 15 条（存続条項）**

第 6 条（守秘義務）、第 9 条第 4 項及び第 5 項、第 10 条（知的財産権）、第 11 条（損害

賠償)、第12条(紛争解決)、第14条(権利義務等の譲渡禁止)及び本条の定めは、委嘱の終了後においても有効に存続するものとする。

## 第16条(附則)

- 1 本規約は【施行日】から施行する。
- 2 本規約の改定は、当財団が行い、施行日の1ヶ月前までにβ Founderに書面又は電磁的方法で通知する。改定内容が委嘱条件に重大な影響を及ぼす場合は、β Founderとの協議を経るものとする。

---

【凡例】本規約中、赤字の箇所は変更可能性がある事項であり、確定前に協議を要する。